

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第4号

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例施行規則（平成27年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

鉄道施設使用許可書

使用者 住 所
氏 名

四日市市長



年 年 日付けで申請のあった鉄道施設の使用については、四日市市内部・八王子線鉄道施設条例第2条第1項の規定に基づき、下記の条件により許可する。

記

(使用する鉄道施設の表示)

第1 使用を許可する鉄道施設は、四日市市安島一丁目を起点とし、四日市市西日野町、四日市市小古曾三丁目をそれぞれ終点とする路線に係る鉄道の用及び旅客等の利便に供する線路、車両、駅、その他の施設（以下「鉄道施設」という。）をいう。

(使用期間)

第2 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

第3 使用料は、徴収しない。

(使用の目的)

第4 使用者は、鉄道施設を、鉄道事業法第2条第3項に規定する第二種鉄道事業の用に供するため、使用するものとする。

(使用上の制限)

第5 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該鉄道施設の使用を拒み、その許可の取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) 条例又はこの規則に違反したとき

2 市長は、前各号に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。

(使用許可の取消し、又は変更)

第6 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (1) 鉄道施設を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。

(損害賠償)

第7 使用者は、その責に帰する事由により鉄道施設の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため四日市市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実地検査等)

第8 四日市市において必要があるときは、鉄道施設について、随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

2 使用者は、当該施設の使用の計画を毎年度当初に市長に提出するとともに、実績等を書面により毎年度末に市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)